

三井住友信託銀行が実施する株式会社 SUBARU に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

JCR は、三井住友信託銀行が実施する株式会社 SUBARU に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスに対し、第三者意見書を提出しました。

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」）が株式会社 SUBARU（以下、「SUBARU」）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」）の策定した PIF 原則及び資金用途を限定しない PIF モデル・フレームワークへの適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1) PIF による資金調達を行う SUBARU が作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性、(2)三井住友信託銀行が作成した PIF の商品組成の PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) SUBARU のポジティブ・インパクト評価の枠組みとインパクト指標

SUBARU は、企業理念を最上位概念として企業行動規範を制定しており、そのもとで CSR 方針を策定している。これらの方針の下で、自社と取引先、お客様を含むサプライチェーン全体でグローバルな CSR 活動を実践し、社会、環境に対する効果をあげ、持続可能な社会の構築と SUBARU の持続的成長の両立を目指している。

2018年7月に策定した新中計ビジョン「STEP」のもとで CSR 重点6領域を定め、この CSR 重点6領域の考え方を取り入れて事業を推進することで、多様化する社会ニーズに貢献するとともに、企業としての社会的責任を果たし、より豊かで持続可能な社会づくりへの貢献を目指している。

JCR は、SUBARU が新中計ビジョンに示された CSR 重点6領域を実施するにあたり、経営陣から従業員にいたるまで十分な情報と価値の共有が図られる体制が確保されていることを確認した。SUBARU は、CSR 重点6領域を策定するにあたり、従来の CSR 項目から 41 項目を抽出し、社内外のステークホルダーの意見を踏まえて絞り込みを行っている。これらの取り組みは、PIF 原則の趣旨である、SDGs 関連領域である環境、社会、経済の三側面における包括的なインパクト分析の考え方と整合的である。本ファイナンスにおいては、上記包括的分析の結果抽出された 4 つのインパクトをインパクトカテゴリーとして設定した。以上より、インパクト・センター及びインパクトカテゴリーの選定は妥当であり、重要な環境及び社会課題の解決に資するテーマが抽出されていると評価している。

JCR は、UNEP FI が策定したモデル・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）に定められた確認項目に従い、包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、SUBARU のインパクト分析内容は、同フレームワークを活用し、妥当な分析結果であると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 商品組成の PIF 原則に対する準拠性

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・体制整備状況および今般の PIF 評価手続きの適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：三井住友信託銀行株式会社が実施する株式会社 SUBARU に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）評価書

2020年3月26日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 5 -
II. 第三者意見対象の概要	- 5 -
III. SUBARU のポジティブ・インパクト評価について	- 7 -
1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制に係る評価	- 7 -
1-1. SUBARU の事業概要	- 7 -
1-2. SUBARU の CSR に関するガバナンス	- 7 -
1-3. CSR 重点 6 領域に関連する取り組みと実績	- 8 -
2. 包括的なインパクト分析及びインパクトの特定に係る評価	- 10 -
2-1. 包括的なインパクト分析の概要	- 10 -
2-2. JCR による評価	- 10 -
3. 主要なインパクト測定指標（KPI）に係る評価	- 12 -
3-1. 個別インパクト指標の設定	- 12 -
3-2. JCR による評価	- 18 -
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性	- 22 -
5. PIF フレームワークの活用状況	- 23 -
IV. 三井住友信託銀行の PIF の商品組成及びフレームワークについて	- 24 -
1. 原則 1 定義	- 24 -
2. 原則 2 フレームワーク	- 25 -
3. 原則 3 透明性	- 27 -
4. 原則 4 評価	- 27 -
V. 結論	- 28 -

<要約>

本第三者意見書は、三井住友信託銀行株式会社（以下、「三井住友信託銀行」）が株式会社 SUBARU（以下、「SUBARU」）に実施するポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、「PIF」）に対して、国連環境計画金融イニシアティブ（以下、「UNEP FI」）の策定した PIF 原則及び資金用途を限定しない PIF モデル・フレームワークへの適合性を検討したものである。株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」）は、PIF 第 4 原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、(1) PIF による資金調達を行う SUBARU が作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性、(2)三井住友信託銀行が作成した PIF の商品組成の PIF 原則に対する準拠性についてレビューを行った。

(1) SUBARU のポジティブ・インパクト評価の枠組みとインパクト指標

SUBARU は、企業理念を最上位概念として企業行動規範を制定しており、そのもとで CSR 方針を策定している。これらの方針の下で、自社と取引先、お客様を含むサプライチェーン全体でグローバルな CSR 活動を実践し、社会、環境に対する効果をあげ、持続可能な社会の構築と SUBARU の持続的成長の両立を目指している。

2018 年 7 月に策定した新中計ビジョン「STEP」のもとで CSR 重点 6 領域を定め、この CSR 重点 6 領域の考え方を取り入れて事業を推進することで、多様化する社会ニーズに貢献するとともに、企業としての社会的責任を果たし、より豊かで持続可能な社会づくりへの貢献を目指している。

JCR は、SUBARU が新中計ビジョンに示された CSR 重点 6 領域を実施するにあたり、経営陣から従業員にいたるまで十分な情報と価値の共有が図られる体制が確保されていることを確認した。SUBARU は、CSR 重点 6 領域を策定するにあたり、従来の CSR 項目から 41 項目を抽出し、社内外のステークホルダーの意見を踏まえて絞り込みを行っている。これらの取り組みは、PIF 原則の趣旨である、SDGs 関連領域である環境、社会、経済の三側面における包括的なインパクト分析の考え方と整合的である。本ファイナンスにおいては、上記包括的分析の結果抽出された 4 つのインパクトをインパクトカテゴリーとして設定した。以上より、インパクト・センター及びインパクトカテゴリーの選定は妥当であり、重要な環境及び社会課題の解決に資するテーマが抽出されていると評価している。

JCR は、UNEP FI が策定したモデル・フレームワーク（以下、「フレームワーク」）に定められた確認項目に従い、包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、SUBARU のインパクト分析内容は、同フレームワークを活用し、妥当な分析結果であると評価している。

(2) 三井住友信託銀行の PIF 商品組成の PIF 原則に対する準拠性

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・



体制整備状況および今般の PIF 評価手続きの適切性について、PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三井住友信託銀行がSUBARUに対して実施するPIFに対して、第三者評価を、UNEP FIの策定したPIF原則及び資金用途を限定しないPIFモデル・フレームワークに即して行った。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関として審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクト（PI）を特定・評価の上、融資を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は、4つの原則からなる。すなわち、第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境、社会、経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細や評価・モニタリングプロセス並びにポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、ポジティブ・インパクト商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見書は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、PIFによる資金調達を行うSUBARUが作成したポジティブ・インパクト評価の枠組み及び設定したインパクト指標の合理性および三井住友信託銀行が作成したPIFの商品組成のPIF原則に対する準拠性についてレビューを行うことを目的とする。

II. 第三者意見対象の概要

今次評価の対象は、三井住友信託銀行が、SUBARUとの間で2020年3月26日付にて契約を締結する、資金用途を限定しないPIFである。

JCRは第三者意見を、PIFを受けるSUBARU及びPIFを実行する三井住友信託銀行それぞれについて提供する。

<SUBARUに係る評価項目>

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制の構築
2. 包括的インパクト分析（ズームアウト）および個別インパクト（ズームイン）の特定の適切性
3. 主要なインパクト測定指標（KPI）の妥当性と精度
4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性
5. PIFフレームワークの活用状況

<三井住友信託銀行に係る評価項目>

1. 同行が組成した商品(PIF)が、UNEP FIのPIF原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）

2. 社内で定めた規定に従い、SUBARU が作成したポジティブ・インパクト・フレームワークを適切に評価できているか

III. SUBARU のポジティブ・インパクト評価について

本項では、SUBARU に対する PIF の組成に際し、UNEP FI のモデル・フレームワークに適合した手順でインパクト分析が実施されているか、インパクトの特定は適切か、また、モニタリング指標として抽出されたインパクトの影響度（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）を確認する。

1. サステナビリティの取り組みと推進のためのガバナンス体制に係る評価

1-1. SUBARU の事業概要

株式会社 SUBARU は、自動車事業および航空宇宙事業から構成される輸送機器メーカーであり、中核事業の自動車事業が連結売上高の 95%を占めている。自動車事業の活動拠点は国内だけでなく海外にも展開しており、地域別販売台数では北米（米国およびカナダ）で全体の約 73%を占め、2019 年 3 月期の連結ベースの売上高では 3 兆 1,605 億円の 67%を占める。

1-2. SUBARU の CSR に関するガバナンス

(1) CSR に関する体制

① CSR に関する方針

SUBARU は、企業理念¹を最上位概念として企業行動規範²を制定しており、そのもとで CSR 方針³を策定している。これらの方針の下で、自社と取引先、お客様を含むサプライチェーン全体でグローバルな CSR 活動を実践し、社会、環境に対する効果をあげ、持続可能な社会の構築と SUBARU の持続的成長の両立を目指している。

2018 年 7 月に策定した新中計ビジョン「STEP」のもとで、「事業の強みを活かして社会に貢献する領域」と「社会の要請に応える領域」の視点から、①人を中心とした自動車文化、②共感・共生、③安心、④ダイバーシティ、⑤環境、⑥コンプライアンスの 6 項目を CSR 重点 6 領域と定めて事業を推進することで、多様化する社会ニーズに貢献するとともに、企業としての社会的責任を果たし、より豊かで持続可能な社会づくりへの貢献を目指している。

CSR 重点 6 領域の特定の過程では、会社において社会的要請が高いと思われる 41 項目を抽出したうえで、主たる事業エリアである北米や国内の有識者・投資家へのアンケートも踏まえて決定している。CSR 重点 6 領域に関しては、「環境」「安心」「ダイバーシティ」においては長期的な目標を設定し、実現に向けた取り組みを推進している。

¹ <https://www.subaru.co.jp/outline/vision.html>

² https://www.subaru.co.jp/csr/report/pdf/2017/07_compliance.pdf

³ https://www.subaru.co.jp/csr/subaru_csr.html

同社が想定するサプライチェーンの構成は下記のとおり。



② CSRに関する体制と運営

SUBARUは、CSRの取組みを議論する場として、業務執行側に代表取締役社長を委員長とするCSR委員会⁴を設置している。CSR委員会は、事業を社会的側面から考察し、取組みの強化を図ることを目的としており、代表取締役社長が委員長を務めるほか、全役員を委員会メンバーとして構成している。

CSR委員会で実行計画の策定・強化を行う一方で、監督側の取締役会はCSR委員会で議論された内容について執行側の経営会議経由で報告を受け、CSR長期目標や取組み進捗についての監督を行っている。また、CSR浸透に向けた取組みとして社内向け（特に管理職層）に「CSR説明会」「CSR勉強会」を実施している。

(2) 情報開示

SUBARUは、CSRに関する情報をCSRレポート等の冊子、ウェブ媒体等で開示している。CSR経営の全体像を簡潔に説明するためにアニュアルレポートを発行している他、CSRに関する具体的な活動、目標や進捗状況等のデータをウェブサイトにおいて開示している。

また、2020年1月には「SUBARU 技術ミーティング」を開催し、「脱炭素社会への貢献」に向けた下記の長期目標を公表した。

- 2050年に、Well-to-Wheelで新車平均（走行時）のCO₂（二酸化炭素）排出量を、2010年比で90%以上削減
- 2030年までに、全世界販売台数の40%以上を、電気自動車(EV) +ハイブリッド車にする
- 2030年代前半には、生産・販売する全てのSUBARU車に電動技術を搭載

1-3. CSR重点6領域に関連する取り組みと実績

環境関連、社会関連の情報は、アニュアルレポート及びCSRレポートにおいて主要な項目の取組内容と実績が開示されている。CSR重点6領域⁵として特定され、目標項目として掲げられている項目の実績については、CSRレポートの「環境」及び「人材」のパートに詳細に開示されている。環境関連では、CO₂排出量（スコープ1、スコープ2、スコープ3）、エネルギー使用量、廃棄物排出量、水使用量等のデータが、社会関連では、女性管理職比

⁴ <https://www.subaru.co.jp/csr/governance.html>

⁵ <https://www.subaru.co.jp/csr/sixpriority/>

率、育児・介護休業取得者数、障がい者雇用率等のデータが開示されている。

① CO₂排出量に関するデータ

重要性の高いCO₂に関しては、スコープ1・2については年度別の排出量の推移が開示されており、スコープ3については2018年度の単年度のデータが開示されている⁶。スコープ1、2については2014年度以降2018年度にかけて漸増傾向にある。スコープ1、2、3については概ね1:1:98の比率であり、スコープ3排出量が圧倒的に大きい。スコープ3においては、部材等の調達にかかるCO₂排出量、及び販売した自動車からのCO₂排出量が各々27%、64%を占め、特に後者に対する対応が気候変動の緩和に与える影響が大きいことが見て取れる。

② 気候変動以外の環境・社会・ガバナンス情報

CO₂以外の環境項目（エネルギー・廃棄物・水）に関する主要データはグループ全体の集計値が開示されている。社会項目に関しては、重要度の高いデータについての情報開示は進んでいる。取締役会評価・役員報酬制度等の重要なガバナンス項目についての情報開示も進んでいる。

パフォーマンスの改善に至っていない一部の項目、例えば、労働災害状況に関しては、改善に向けた取組みや目標設定等が今後の課題であろう。

⁶ https://www.subaru.co.jp/csr/continuous/environment/050_climaticvariation.html

2. 包括的なインパクト分析及びインパクトの特定に係る評価

2-1. 包括的なインパクト分析の概要

ポジティブ・インパクト・フレームワークに従って包括的分析を実施し、個別のインパクトの特定、KPIに関する検討を実施した。

(1) 包括的分析

セグメント、エリア、サプライチェーンの観点から、インパクトを生み出す要因をグループ全体で包括的に検討した。

セグメントの観点から事業会社全体を俯瞰すると、売上、営業利益の殆どを自動車事業が占めており、自動車事業におけるインパクトに重点を置いて分析を実施した⁷。

次に、事業エリアに関しては、生産活動と販売活動の主要拠点が日本と米国である。両国とも先進国であることから、事業エリアによって環境負荷、社会的課題に関するインパクトに大差は生じないものと考え、グローバルで一様のインパクトが生じているものと想定した。

サプライチェーンの観点では、開発や調達にあたる上流、生産、物流、販売にあたる中流、生産した自動車の使用（走行）及びリサイクル（廃棄）にあたる下流の3つのインパクト・センターに大別される。また、上流・中流・下流それぞれが環境、社会、経済の3つの側面でインパクトを与えていることから、インパクト・センターは上流・中流・下流の3つに区分してインパクト評価を実施した。原則として、SUBARUによる公開情報を基にインパクト評価を実施しているが、重要な項目に関してはその裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングを実施し、手続きを補完している。

2-2. JCRによる評価

SUBARUでは、自社の中期経営ビジョン「STEP」に合わせて、従来の「CSR活動8項目」を見直し、2018年度に「CSR重点6領域」を設定した。CSR重点6領域の設定に当たっては、CSR項目のうち、自社事業を通じて貢献できる項目および自社事業による負の影響を緩和する項目という社会的要請が高い41項目を社内抽出し、経営・金融・CSR部門など社内各部門にて検討を行いつつ、国内外の有識者（国内6名、海外4名）および投資家へのヒアリングを実施したうえで、「事業の強みを活かして社会に貢献する領域」と「社会の要請に応える領域」の2つの観点からCSR重点6項目を決定している。国内外の有識者へのヒアリングにおいては、SUBARUに対して脱炭素、TCFDへの対応、人権への配慮等の様々な角度からの提言が行われたことをJCRはSUBARUへのインタビューにおいて確認している。

このように、SUBARUは自社事業において貢献しうるCSR項目と、それぞれの項目におけるポジティブな側面とネガティブな側面の双方について包括的分析を行っている。SUBARUのCSR重点6領域を決定する際には、自社のみならず、国内外の有識者や投資

⁷ <https://www.subaru.co.jp/ir/finance/segment.html>

家等の意見を反映させることによって、客観的な視点を踏まえて CSR 重点 6 領域の選定が行われている点は、高く評価できる点である。

上記に加え、今次ファイナンスに際して実施されたインパクト分析に関し、JCR では、UNEP FI のフレームワークに定められた確認項目に従い、以下の通り包括的インパクト分析と特定された個別インパクトの適切性を確認した。この結果、SUBARU のインパクト分析内容は PIF 原則の趣旨に整合的であり、妥当な分析結果であると評価している。

フレームワーク確認項目	JCRによる確認結果
<p>事業を行っている地域または国における、主要な関連するサステナビリティ課題等について、対象企業のセクターや事業の種類をふまえた検討が行えているか。</p> <p>対象企業の取り組みは、上記サステナビリティ課題の解決に寄与しているか。</p>	<p>SUBARUの事業セグメント、およびサプライチェーンを把握したうえで、CSR重点6領域がグループ全体として設定されている。</p> <p>CSR重点6領域の設定に際しては、CSR項目の中から41項目を抽出し、社外有識者や投資家などのステークホルダー対話を通じて絞り込みが行われており、ステークホルダーの意見が反映されている。</p> <p>また、SUBARUの取り組みは、事業国におけるサステナビリティ課題の解決に貢献することについても確認している。</p>
<p>関連する市場慣行と基準の検討及び事業会社がこれらを遵守しているかどうか</p>	<p>GHG排出量に関して、スコープ1,2およびスコープ3が計測並びに計算されている。</p>
<p>CSR報告書、統合報告書またはその他の公表情報等において公に表明されている、ポジティブ・インパクトの発現とネガティブ・インパクトの抑制に関する対象企業の戦略的目標やコミットメントについて検討しているか。</p>	<p>SUBARUでは、CSR重点6領域を検討するにあたり、自社事業を通じて貢献できる項目および自社事業による負の影響を緩和する項目から41項目を選定し、その後社内外での検討を経て6領域を選定している。</p> <p>CSR重点6領域については、CSRレポートにおいてそれぞれの方針およびSUBARUがなぜその領域が重要と考えたかについて記載したのち、前年度の取り組みの振り返りが行われている。</p>
<p>グリーンボンド原則など国際的なイニシアティブ、または各国においてポジティブ・インパクトセクターとして特定されている、か</p>	<p>SUBARUは、以下のイニシアティブに参加している。</p> <p>「生物多様性民間参画パートナーシップ」</p>

<p>つ／または地理的（中・低所得国）または経済的主体（中小企業）といった分類を利用しているか。</p>	<p>また、SUBARUでは、クリーンな運輸としてグリーン適格である電気自動車を含め2030年までに全世界販売台数の40%を電気自動車ならびにハイブリッド車とするとの目標を掲げて、その実現に努めている。</p>
<p>持続可能な方法で行わなければ重大なネガティブ・インパクトを引き起こしうる活動への対象企業の関与について検討しているか。</p>	<p>事業活動に伴うマイナス影響としては、GHG排出量等環境への負荷および死亡交通事故等社会に対する影響が想定されているが、環境への負荷についてはスコープ1,2の範囲について排出量が計測され、スコープ3については計算が行われている。</p> <p>また、社会に対する影響については、安全に関する技術を進歩させ、2030年死亡交通事故ゼロを目標に技術開発を進めていることを、CSRレポート、アニュアルレポート、ウェブサイトおよびSUBARUへのヒアリングにより確認した。</p>
<p>対象企業の活動に関連する潜在的なネガティブ影響について、開示内容と実際の行動との間の明らかな矛盾が無いか、等を特定するために利用可能な情報の検証を行っているか。</p>	<p>JCRは、三井住友信託銀行が作成したPIF評価書を踏まえ、SUBARUにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認した。</p>

3. 主要なインパクト測定指標（KPI）に係る評価

3-1. 個別インパクト指標の設定

SUBARUにおけるCSR重点6領域は、ステークホルダーの意見が反映され、経営としても十分な議論を経て特定されていることから、インパクト評価においても当該CSR重点6領域として挙げられている項目をマテリアリティとして、CSR重点6領域から発現するインパクトを個別インパクトとして特定している。

上記に加えて、PIFが要請する包括的分析をインパクト・レーダーに定められた項目について行い、SUBARUおよび三井住友信託銀行は、「スコープ1・2の取り組み」、「安心」、「ダイバーシティ」、生産販売する自動車からの排出に関連する「スコープ3の取り組み」を今次PIFでモニタリングするインパクトとして特定した。

特定した個別インパクトおよび三井住友信託銀行による現状分析結果は以下のとおりである。

(1) スコープ 1・2 における個別インパクト

マイナスのインパクト：

✓ インパクトカテゴリー：

「気候」

✓ 方策：

自社活動に起因して排出されるスコープ 1、スコープ 2 の温室効果ガス排出量の削減

✓ 対応方針：

「環境アクションプラン」を軸に、省エネ、再エネ電源の導入をはじめ、技術革新、市場、規制などの外部要因も考慮しつつ、全社的視点からあらゆる手段を検討し実行し、CO₂排出量の継続的削減の取組みを推進する。

✓ KPI（指標と目標）：

2030 年度 CO₂ 排出量 30%削減（2016 年度比）

自社の研究・生産・販売工程における電力その他のエネルギーの使用及び CO₂ 排出、リサイクルや LCA による資源効率性向上、化学物質の管理等に関する環境負荷削減に取り組み、マイナスのインパクトの回避・低減に努めている。同社は事業所、取引先、国内外の連結生産会社および販売特約店において、広く環境マネジメントシステムを構築している。また、ISO14001、エコアクション 21 等の認証を取得し、環境マネジメントをサプライチェーンにわたって推進する体制を構築している。

SUBARU は長期的な環境ビジョンとして「環境アクションプラン」を策定し、中長期的なロードマップを描いている。現在は 2017 年度から 2020 年度を対象期間とする第 6 次環境ボランティアプランを遂行中である。環境アクションプランでは 2030 年度までのロードマップをフェーズ I~III に分けて示している。

フェーズ I（準備期）においては、2020 年度までに年間排出総量の約 3%にあたる約 2 万 t-CO₂ の削減を目指している。2018 年度実績は 679t-CO₂ と 1.5%増加しているが、国内主力工場への再エネ由来電力の導入等によって約 1 万 t-CO₂ の削減を実現した。また、2019 年度は再エネ由来電力の導入拡大に加え、大泉工場におけるメガソーラー（自家消費型）が稼働する。これらの施策によって、2018~2020 年度の 2 年間で 2 万 t-CO₂ 弱の排出削減となり、計画達成の目処は立っている。

また、2020 年度以降のフェーズ II・III においては、「徹底した省エネ活動」を施策の柱としつつ、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「それ以外の手法の組合せ」で補完することとしている。2021 年度以降の詳細な手法については、フェーズ I の活動成果を踏まえつつ、エネルギー価格の変動、低炭素・脱炭素技術の進歩、外部電源構成の低炭素化、カーボンプライシングの動向等を総合的に勘案しつつ検討、採用するとしている。これらによって、

2030 年度の CO₂ 排出量を 2016 年度比 30%削減することを目標としている⁸。この目標はパリ協定における日本の NDC (Nationally Determined Contribution : 国別貢献) や SBT における削減水準、IEA の 2°C 目標及び 2°C 未満目標を参考として決定されており、パリ協定の目標達成及び SDGs の目標達成に貢献するものと三井住友信託銀行は評価している。

(2) スコープ 3 におけるインパクト

マイナスのインパクト :

✓ インパクトカテゴリー :

「気候」

✓ 方策 :

生産販売する自動車からの CO₂ 排出量の削減

✓ 対応方針 :

燃費性能の改善、電動技術の搭載及び電気自動車やハイブリッド車への切り替え

KPI (指標と目標) : 2030 年までに全世界販売台数の 40%以上を電気自動車 (EV) +ハイブリッド車にする

SUBARU のサプライチェーンでの CO₂ 排出総量は 2,775 万 t-CO₂ で、スコープ 1 及び 2 が各々 1%、スコープ 3 が 98%を占める (2018 年度実績、同社計算)。スコープ 3 の中でも、使用 (走行) 工程での CO₂ 排出量が 64%を占めており、マイナスのインパクトが生じている。走行時の CO₂ 排出量の低減が SUBARU のネガティブ・インパクトの低減の最重要項目と言える。

SUBARU は「個性と技術革新によって脱炭素社会へ貢献していく」として、生産・販売する自動車に関する長期目標を新たに設定し、2020 年 1 月に開催した「SUBARU 技術ミーティング」において公表した⁹。排出量に関する目標は、

- 2050 年に、Well-to-Wheel で新車平均 (走行時) の CO₂ 排出量を、2010 年比で 90%以上削減する

と設定している。

また、上記 2050 年に向けた長期目標の達成に向けて、2030 年をマイルストーンとする指標が下記のとおり策定された。

- 2030 年までに、全世界販売台数の 40%以上を、電気自動車 (EV) +ハイブリッド車にする
 - 2030 年代前半には、生産・販売するすべての SUBARU 車に電動技術を搭載
- これらの目標は、パリ協定の目標達成を意識して設定したものであり、SUBARU では、

⁸ https://www.subaru.co.jp/csr/report/pdf/2019/13_environment.pdf

⁹ https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2020_0120_0002.pdf

脱炭素社会の実現を目指す第一歩として、当該目標の達成を目指している。

なお、2018年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」においては、2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車（電気自動車、燃料電池車等）の割合を5～7割にすることを目標としている。SUBARUの目標は、かかる国の政策に貢献する計画となっている。

これら目標達成のために、CO₂削減のための技術ロードマップが策定されている。SUBARUでは2012年にMild Hybrid車を、2018年度からプラグインハイブリッド車を市場に投入している。これらに続き、エンジン車については2020年中に「新設計1.8Lリターボエンジン」を導入、2020年代にストロング・ハイブリッド車を導入する計画となっている。Battery EVについても2020年代前半のうちにSUVから市場に投入する予定としている。

自動車の燃費低減は、パリ協定の目標達成上の重要事項となっており、各国とも企業別平均燃費基準（CAFE：Corporate Average Fuel Efficiency）によって燃費低減を実現しようとしている。CAFEは欧米で先行して法制化等が図られてきた。乗用車の燃費（CO₂排出量）の目標値は、EUが2021年95g-CO₂/km、アメリカが2025年99g-CO₂/km、日本が2020年122g-CO₂/kmで、政策目標の設定においては日本が遅れ気味であったが、日本は新たな燃費基準値として、2030年度には2016年度実績比で32.4%の燃費改善を図ることを決定し、電気自動車、プラグインハイブリッド車も対象となることとなった。電気自動車等について、ガソリン自動車などと比較可能にするため、ガソリンや電力などが車両に供給されるよりも上流側のエネルギー消費効率を考慮したWell-to-Wheel（WtW）の考え方をを用いて評価する。低燃費対応は、気候変動のみならず、企業の収益力にも直結する問題となっている。

これらの進捗状況をモニタリング対象とし、研究開発の状況及び販売の状況をモニタリングすることによって、SUBARUの目標とするインパクトの実現に対する達成度合いを確認していくものとする。

(3)安心におけるインパクト

マイナスのインパクト

✓ インパクトカテゴリー：

「移動手段」「包摂的で健全な経済」

✓ 方策：

従来の「0次安全」「走行安全」「予防安全」「衝突安全」に、「つながる安全」を加えた「安全5分野」を連携させる。

✓ 対応方針：

アイサイトの自動化技術を活用しつつ、ADAS^{※1}連携・AACN^{※2}採用を推進

※1：先進運転支援システム (Advanced Driver-Assistance Systems)

※2：先進事故自動通報 (Advanced Automatic Collision Notification)

SUBARU は、クルマの最も重要な基本性能は「安全」にあると考えており、半世紀前から安全性能を最優先したクルマ作りを続け、現在もその基本理念は変わっていない。

SUBARU は、「死亡交通事故ゼロ」を「SUBARU 乗車中の死亡事故及び SUBARU との衝突による歩行者・自転車等の死亡事故をゼロにすること」と定義し、2030 年に当該死亡交通事故をゼロとすることを目標としている。

SUBARU では、従来から「2030 年死亡事故ゼロ」へのシナリオを①0次安全、②走行安全、③予防安全、④衝突安全、を高次元かつバランスよく実現することとしてきた。これらの技術や機能を強化することに加えて、先進事故自動通報やインフラ協調の仕組みを⑤つながる安全として智能化技術を活用することによって、これら安全 5 分野の連携によってさらに安全性を高めることを目指すこととしている¹⁰。

特に「予防安全」に関する独自技術の一つである「アイサイト・ツーリングアシスト」については、全車速追従機能付クルーズコントロールに加え、車線中央維持機能、先行車追従操舵機能をフォレスターとして初めて採用。また、「衝突安全」についても、最新の先進安全装備「歩行者保護エアバッグ」「アイサイト・ツーリングアシスト」を全車に標準装備した。また、ADAS の高度化実現により、死亡交通事故を現時点と比較して 65%削減すると表明している。

今後も、運転支援レベルの更なる機能向上に注力し、認知・判断能力を向上させた次世代アイサイト、交差点でのクルマ・歩行者・二輪車との衝突回避等の機能向上の技術開発等を行い、2020 年頃から順次導入する予定となっている。

日本国政府の「未来投資戦略 2018」では、2020 年に、安全運転支援装置・システムが国内車両（ストックベース）の 20%に搭載、世界市場の 3 割を獲得することが KPI として設定されている。また、2030 年に安全運転装置・支援システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及されることが目標とされている。SUBARU の計

¹⁰ https://www.subaru.co.jp/press/file/uploads/news/2020_0120_0002.pdf

画は、このような国の目標に貢献していくものであると三井住友信託銀行は評価している。

(4)ダイバーシティにおけるインパクト

プラスのインパクト

✓ インパクトカテゴリー：

「雇用」、「人権」

✓ 方策：

性別・国籍・文化・ライフスタイルなどの多様性を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努める。

✓ 対応方針：

女性、シニア、障がい者、外国籍従業員の活躍機会創出を目的とした人事運営、人事課題の解決

SUBARU は、独自の価値創造を実現し続けるため、性別・国籍・文化・ライフスタイルなどの多様性を尊重し、働きやすい職場環境の整備に努めている。2015年1月にはダイバーシティ推進室を設置し、「女性活躍推進」「障がい者雇用推進」「高齢者再雇用推進」「外国籍従業員の雇用推進」を重点テーマに掲げ、特に「女性活躍推進」については最重要課題として取り組みを進めている。当該活動は、従業員の多様な価値観を尊重することにより、創造的な業務への取り組みを促進し、ひいてはSUBARUの業務の効率化、企業の成長要因となることが期待されると三井住友信託銀行は評価している。

具体的な取り組みとして、女性のキャリア形成支援の一環で、女性管理職及び管理職候補を対象とするメンター制度に加え、2016年度からは次世代の女性管理職候補者を計画的に育成することを目的に、「女性チームリーダー層に向けたキャリアアップ研修」を実施している。受講者数は2016年度49名、2017年度37名、2018年度46名となっており、着実に浸透していることが窺える。

また、仕事と育児の両立支援にも注力しており、育児休業制度（2018年度は男性21名、女性80名取得）のほか、育児の短時間勤務制度を設けて育児後の持続可能な復職を支援している。

そのほか、外国籍従業員が多いSUBARUならではの取り組みとして、安全や品質方針、作業手順マニュアルなどの多言語化を行い、外国籍従業員の理解促進を図っている。特に外国籍従業員の多い群馬製作所では、各工場に英語・ポルトガル語・タガログ語・スペイン語・中国語などの通訳を常駐させ、外国籍従業員とのコミュニケーションに役立てている。さらに日本人従業員を対象にした語学研修や海外派遣研修も実施しており、外国人とのコミュニケーション力や異文化への理解力を高めるための取り組みを進めている。外国人技能実習生については、外国人技能実習制度に基づいた適切な運営を行い、安全や品質に関する教育を基本としながら、帰国後に現地での活躍につなげる取り組みとしている。

以上より、三井住友信託銀行は、意図するポジティブ・インパクトの拡大として、「ダイバーシティ」におけるインパクトを採用し、ネガティブ・インパクトの低減に関して、「スコープ1・2での取り組み」「スコープ3での取り組み」「安心」におけるインパクトを採用した。

(5)その他

SUBARUでは完成検査に係る不適切事案が生じた。SUBARUは直近、「組織風土改革」に注力し、「全ての膿を出し切り、このような過ちを2度と繰り返さない会社になる」ことを目指してきた。特に新中期経営ビジョン(2018-2025)では、「正しい会社をつくる」ための活動として、コンプライアンス・ガバナンス・マネジメントに関してそれぞれ以下の取り組みを加速すると宣言している。

- ・コンプライアンス…すべての業務と社内規程の遵法性総点検と是正、コンプライアンス教育の強化
- ・ガバナンス…グループガバナンスの体制及び運用の強化、透明性の高い情報開示
- ・マネジメント…「もっと現場に寄り添う」「もっと外から学ぶ」

これらの取り組みを通じて、国土交通省から発出された業務改善命令に対して四半期毎に着実に実施状況報告を行っている。2019年12月10日時点では、全65項目のうち63項目は既に対応済みであり、残り2項目(「外部の視点も交えた品質保証プロセスの見直し」および「完成車品質保証票の電子化を検討」)も検討中と報告されている。三井住友信託銀行では、検討中の2項目については、ファイナンス期間中も進捗状況をモニタリングしていく予定としている。

これらの状況より、三井住友信託銀行は、SUBARUのガバナンスの改善等が着実に図られており、ポジティブ・インパクトの増大、ネガティブ・インパクトの低減が十分に期待できると判断している。

3-2. JCRによる評価

アウトプットの確認モニタリング指標として抽出されたインパクト(KPI)の影響度を、PIF原則で提示されている5要素(①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性)から検討を行った。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされているか

SUBARUは、策定しているCSR重点6領域から発現するインパクトについて、4つの分野を選定している。4つの分野のうち、ポジティブ・インパクトが期待されるのは「ダイバーシ

ティ」に関するインパクトである。ダイバーシティに関するインパクトは、人材確保という視点に加え、多様な価値観をSUBARUが備えることによって、経営にレジリエンスをもたらす効果も期待できる。また、各地の工場が地域の雇用先となることによって地域のサステナビリティにも貢献するという副次的な効果も期待されるなど、多様なポジティブ・インパクトが長期的にもたらされるものと思われる。ただし、本項目については、あらかじめ特定のKPI設定がされていないこともあり、毎年具体的な活動の進捗状況を確認しながらその効果を評価することが望ましい。

また、ネガティブ・インパクトとして「スコープ1・2での取り組み」、「スコープ3での取り組み」、「安心」が選定されている。「スコープ1・2での取り組み」に関するインパクトについては、経済活動由来のCO₂排出を低減させることによって、気候変動に対するネガティブ・インパクトを低減させ、パリ協定の目標達成及びSDGsの目標達成に貢献することが期待される。2020年までの再生可能エネルギーの導入や省エネの取り組みは一定の成果を上げており、今後はそれを踏まえた2030年までのロードマップの実践が期待される。「スコープ3での取り組み」に関するインパクトについても、商品からのCO₂排出を低減させることによって、気候変動に対するネガティブ・インパクトを低減させることを目標としている。具体的な取り組みとして、2020年代における新型ハイブリッド車や電気自動車等の投入により、更なるCO₂排出量の減少が期待される。

「安心」に関するインパクトについては、安全運転技術である「アイサイト・ツーリングアシスト」等の自動化技術の推進等や、より先進的な運転支援システムおよび自動通報システムなどの自動車への搭載を進めることで、死亡交通事故というネガティブ・インパクトの低減に貢献することが期待される。

以上から、SUBARUの上記4分野での取り組みによって、多様なポジティブ・インパクトの発現と、ネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされているか

発表資料によると、2018年度のSUBARUの自動車販売台数は100.0万台、売上高は3兆1,605億円である。国内自動車メーカーの中では販売台数ベースでは7位、売上高ベースでは6位と、他メーカーと比較すると規模は小さいものの、他業種の同様の企業と比較すると売上高は大きい。

「安心」に関するインパクトについては、アイサイトに代表される衝突回避等の安全技術に定評があることも踏まえれば、SUBARUの取り組みの影響力は大きいと考えられる。

SUBARUは2030年までに死亡交通事故ゼロを目指してアイサイトの機能強化に日々取り組んでおり、これらの取り組みの推進によって、SUBARUのみならず自動車業界全体に同種の取り組みを促す効果も期待される。

「スコープ1・2での取り組み」に関するインパクトについては、2030年までにCO₂排出量を30%削減させることで、現在の排出量から計算すると、約20万t-CO₂のCO₂削減効果が期

待できる。これは2017年度の家庭からのCO₂排出量4.4万世帯分に相当し、インパクトは比較的大きいと考えられる。

「スコープ3での取り組み」に関するインパクトについては、国土交通省によると、最大のCO₂排出セクターである運輸部門において旅客用自動車のCO₂排出割合は46%と最大であり、日本全体でも約9%を占めている。SUBARUによるハイブリッド車や電気自動車の普及によって、国内においてもCO₂排出削減の効果がもたらされるのみならず、SUBARUの販売の大宗を占める米国を中心とした世界全体でのCO₂削減の大きな効果が期待できる。

また、「ダイバーシティ」に関するインパクトについても、女性管理職登用や障がい者雇用の促進、高齢者のシニアパートナー制度などに加え、外国人労働者の働きやすい環境の整備によって、SUBARUにとっての人材確保による生産の円滑化や多様な視点による経営のレジリエンスの向上のみならず、製造工場が立地している地域における雇用などを通じた貢献によって、大きなインパクトが期待される。

③ 効率性：投下資本に対し相対的に規模の大きいインパクトが得られているか。

SUBARUでは、ESGへの取り組みについて、各事業部門がそれぞれ取り組んでいる活動をCSR委員会が全社的、中長期的な視点から統括している。経営層が各部門の取り組みを確認し、意見を述べ各部門へフィードバックされるといった形で、各部門と経営層が一体となってESGへの取り組みを行っている。

また、前述のCSR重点6領域に関しては社内においてCSR項目の中から41項目を選定し、経営・金融・CSR部門など社内各部門にて検討を行いつつ、国内外の有識者（国内6名、海外4名）および投資家へのヒアリングを実施したうえで絞り込みが行われており、投下している人的資本は比較的大きい。

CSR重点6領域から発現するインパクトでは、「安心」に関するインパクトでは、アイサイトなどの自動技術による安全性能など、SUBARUの中期経営ビジョンに示された2030年までの死亡交通事故ゼロに資する項目が含まれており、中長期的に、SUBARUおよび社会全体に対するネガティブ・インパクトを大きく低減させる可能性が高い。

また、「スコープ1・2での取り組み」については、再生可能エネルギーの導入やCO₂フリー電源の購入に加えて省エネの推進等を行っていくことをヒアリングで確認しているが、再生可能エネルギーについては、発電量当たりのコストが年々低下していることを踏まえれば、コストに対するベネフィットは増加していくことが期待される。

「スコープ3での取り組み」については、自家用自動車の輸送量当たりのCO₂排出量は、飛行機、バス等と比較しても高く、ハイブリッド車や電気自動車の普及によって、国内や世界全体でのCO₂削減の大きな効果が期待される。

「ダイバーシティ」についても、従来の仕組みを見直すことで、多様な視点からの業務の改善が期待されることから、SUBARUの成長を促すことを通じてSUBARUおよび社会に大

きなインパクトを生み出すことが期待される。

④ 倍率性：公的資金または寄付に対する民間資金活用の度合い

SUBARUの定めるインパクト発現にあたっては、本項目は評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされているか。
SDGsが未達いはいは対応不足の領域への対処を促しているか。
SDGs実現のための大きな前進となっているか。

各指標がSDGs17の目標及び169のターゲットのうち、以下にリストアップしたとおり、複数の目標及びターゲットに追加的なインパクトをもたらすものと考えられる。

(1) スコープ1、2に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

(2) スコープ3に係る SDGs 目標・ターゲット



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.3. 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

13 気候変動に
具体的な対策を



目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

(3) 「安心」が資する SDGs 目標とターゲット

3 すべての人に
健康と福祉を



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.6.

2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。

9 産業と技術革新の
基盤をつくろう



目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取り組みを行う。

(4) 「ダイバーシティ」が資する SDGs 目標とターゲット

5 ジェンダー平等を
実現しよう



目標 5 : ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5.

政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。

8 働きがいも
経済成長も



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.5.

2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

ターゲット 8.8.

移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。

4. インパクト指標のモニタリング内容と方法の適切性

三井住友信託銀行は、SUBARU の事業活動から意図したプラスのインパクトが継続して生じていること、重大なマイナスの影響が引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。

SUBARU はアニュアルレポート、CSR レポート、ウェブサイトなどで CSR に関連する定性的、定量的な情報を開示しており、三井住友信託銀行はそれら公開情報及びその他の各種公開情報を定期的に確認することにより、達成状況等をフォローアップすることとなっている。なお、スコープ 1・2 及びスコープ 3 の CO₂ 排出量削減、また安心に関するインパクトについては、目標年度が 2030 年度と本件ファイナンスの貸出期間より長いことから、目標達成の蓋然性について、設備投資や技術開発導入などの状況を確認することによって

プロセス指標をフォローアップしていくこととなっている。

特殊なイベントが発生した場合、三井住友信託銀行は、SUBARU から状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関してエンゲージメントを行う。そのため、ポジティブ・インパクト・ファイナンスの契約にあたって、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。

以上から、三井住友信託銀行のモニタリング内容と方法は適切であると JCR では評価している。

5. PIF フレームワークの活用状況

上記項番 1~4 で詳述した通り、SUBARU は、ポジティブ・インパクト評価を、ポジティブ・インパクト金融原則の枠組みに沿って実施している。したがって PIF フレームワークが十分に活用されていると評価している。

IV. 三井住友信託銀行の PIF の商品組成及びフレームワークについて

三井住友信託銀行の PIF 評価フレームワークについて、商品組成の適切性と社内規定・体制整備状況および今般の PIF 評価手続きの適切性について、以下の項目によって PIF 原則との整合性を確認した結果、全項目について、その要件を満たしていることを確認した。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融はポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。</p>	<p>本件は、三井住友信託銀行がポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施するポジティブ・インパクト金融と位置付けられている。</p>
<p>持続可能な開発の 3 つの側面（経済、環境、社会）のいずれかにおいて潜在的なマイナスの影響が適切に特定され緩和され、なおかつ少なくともそれらの一つの面でプラスの貢献をもたらす。</p>	<p>SUBARU が特定した CSR 重点 6 領域のうち、本ファイナンスでモニタリングを予定している個別インパクトは、ダイバーシティの側面においてプラスのインパクトをもたらすものであることが確認されている。また、マイナスの側面が特定・緩和されることも確認されている。</p> <p>ただし、ダイバーシティに関するインパクトの KPI 設定について、何をもってポジティブなインパクトがあったと結論付けるかについて必ずしも明確な合意が借入人と貸付人の間でなされていない。定量的 KPI 設定が難しい場合には、毎年どのような活動を行う予定であるかという進捗状況の確認を行い、長期的に発現される効果についての検討を、両者が今後も継続的に対話することが望ましい。</p>
<p>ポジティブ・インパクト金融は、持続可能性の課題を総合的に評価することから、持続可能な開発目標（SDGs）における資金面での課題に対する直接的な対応策の一つとなる。</p>	<p>SDGs との関連性は発行体によって明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。</p>
<p>この原則は、全てのカテゴリーの金融商品を対象とし、それを支える事業活動に適用される。</p>	<p>今回のファイナンスは、三井住友信託銀行による SUBARU の事業活動全般を支えるローンである。</p>
<p>ポジティブ・インパクト金融はセクター別で</p>	<p>三井住友信託銀行は、SUBARU の事業活動</p>

<p>はない。</p>	<p>全般を精査し、SUBARU が多様なステークホルダーの意見を反映して特定したマテリアリティと、そのポジティブ・インパクトを見出している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識して、一つの分野だけではなく、しかもグローバルに、インパクト（影響）のプラス面とマイナス面双方を評価するものである。</p>	<p>SUBARU の分析に際しては、インパクトのプラス面とマイナス面に着目し、現在ネガティブな恐れのある項目について、ポジティブなインパクトをもたらすよう改善を試みる活動目標、ポジティブな側面を含む項目についてはさらにプラス面が最大化されるよう設定されている。</p>

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融を実行するには、事業主体（銀行、投資家）が、その事業活動、プロジェクト、プログラム、および/または当該法人のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための十分なプロセス、方法、ツールが必要である。</p>	<p>三井住友信託銀行では、ポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発していることを確認した。上記の点に関し、運営要領として詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。</p> <p>一方、今後案件数を重ねる中で、銀行として融資判断の参考とし得るポジティブ・インパクトの尺度について、具体的な基準を検討することで、より効果的な PIF が実行し得るものと考えられる。</p>
<p>ポジティブ・インパクトを判断するための一定のプロセス、基準、方法を設定する。分析には、活動、プロジェクト、プログラムだけでなく、子会社等も含める。</p>	<p>三井住友信託銀行では、ポジティブ・インパクト・フレームワークに沿って包括的なインパクト分析と個別のインパクトの特定を行うための基準を制定していることを確認した。</p> <p>上記の点に関し、運営要領において詳細な規定がなされており、職員への周知徹底と評価の一貫性を維持するには有効な内容となっている。</p>

<p>ポジティブ・インパクトの適格性判断に、従来の ESG リスク管理プロセスを適用する。</p>	<p>三井住友信託銀行はインパクトの測定に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダーをツールとして使用している。また、UNEP FI が現在開発中のインパクト分析ツールも分析において考慮されていることを確認した。 参照とするタクソノミ、国際的イニシアティブ等も明文化されている。</p>
<p>金融商品として有効な期間全般にわたり、意図するインパクトの達成状況をモニターし、検証するためのプロセス、基準、方法を確立する。</p>	<p>三井住友信託銀行は、当該ファイナンスの返済期限まで、インパクトの達成状況をモニタリングする契約となっていることを確認した。また、具体的な検証するためのプロセス、基準、方法について社内規定を作成したこと、またその適切性について確認した。</p>
<p>上記のプロセスを実行するために、必要なスキルをもち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置する。</p>	<p>三井住友信託銀行内部に上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署と担当者がいることを確認した。</p>
<p>上記プロセスの導入が適切かどうかについては、セカンドオピニオンおよび/または第三者による保証を求めることが推奨される。</p>	<p>SUBARU は、今般 JCR にセカンドオピニオンを依頼している。</p>
<p>プロセスを随時見直し、適宜更新する。 例えば、商品、プロジェクトあるいは顧客に関する研修や定期的なレビューの際など、既存のプロセスと同時に行うことができる。</p>	<p>三井住友信託銀行の社内規定により、プロセスは随時見直し、適宜更新される予定である。 なお、今次評価に際し、JCR では 2019 年 3 月施行の当行社内規定を参照している。</p>
<p>一般に広く認められた既存のツール、基準、イニシアティブがあればそれらを有効に活用することができる。(例えば、プロジェクトファイナンスにおける、赤道原則は、リスクマネジメントのスタンダードとして活用できる)。</p>	<p>インパクト評価で用いている指標及び参考とする基準はインパクト・レーダーに明記されている。</p>

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>ポジティブ・インパクト金融を提供する主体（銀行、投資家など）は以下のような点について透明性の確保と情報開示が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体の意図したポジティブ・インパクトについて（原則 1 に関連）。 ・適格性を判断し、影響をモニターし検証するために確立されたプロセスについて（原則 2 に関連）。 ・資金調達した活動、プロジェクト、プログラム、および/または投融資先の事業主体が達成したインパクトについて（原則 4 に関連） 	<p>本第三者意見を取得、開示することで透明性を確保している。</p> <p>SUBARU は、KPI として列挙した事項につき、アニュアルレポート、CSR レポートおよびウェブサイト等で開示している。また、当該開示事項については、三井住友信託銀行が定期的に達成状況を確認し、必要に応じヒアリングを行うこととなっていることから、透明性を確保している。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
<p>事業主体が提供する PIF は意図するインパクトの度合いによって評価されなければならない。</p>	<p>三井住友信託銀行は、PIF 実施に当たり、PIF 原則 4 に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。</p> <p>JCR では、当該評価の妥当性につき、第三者意見を述べるに際して、十分な情報の提供を受けた。</p> <p>個々の KPI のうち、ダイバーシティについては、定量的 KPI や具体的目標の設定が困難な性質を有することから、返済期限までに SUBARU が取り組むダイバーシティの内容とそこから生み出される定性的効果に着目し、モニタリングしていくことを確認した。</p>

V. 結論

以上の考察から、JCR は、今次第三者意見の提供対象である株式会社 SUBARU に対するポジティブ・インパクト・ファイナンスが、(1)国連環境計画金融イニシアティブが定めたポジティブ・インパクト金融原則及びポジティブ・インパクト金融実施ガイド（モデル・フレームワーク）に適合していること、(2)三井住友信託銀行が適切な評価手続きを経て同ファイナンスの決定を行っていることを確認した。

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しないポジティブ・インパクト・ファイナンス モデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル